

令和3年度熊本県立翔陽高等学校 運動部活動に係る活動方針（一部改訂）

1 本校の運動部活動

陸上競技部・卓球部・バレーボール部（男女）・馬術部・サッカー部・剣道部
野球部・バスケットボール部（男女）・テニス部・ソフトテニス部（男女）
バドミントン部（男女）・ソフトボール部・フェンシング部・弓道部・拳法部
ハンドボール部

2 目標

- (1) 生徒が豊かな学校生活を送りながら、人格的に成長していくという運動部活動の基本的意義を踏まえ、勝利至上主義に陥ることなく、生徒の主体性や個性を尊重した運営に努める。
- (2) 「競技志向」や「楽しみ志向」、「仲間づくり志向」や「健康づくり志向」等、生徒の多様なスポーツニーズにこたえ、一人一人が自己実現できるような指導に努める。
- (3) バランスの取れた生活やスポーツ障がい・外傷を予防する観点から、練習日数や1日当たりの練習時間、休養日の適切な設定を行う。
- (4) 練習及び練習試合等の実施については、生徒の安全確保を最優先し、適切な対応を行うなどして生徒の健康・安全に配慮した運営に努める。

3 練習日、練習時間

(1) 練習日

- ア 1週間の練習日は、5日以内とする。平日と土曜日・日曜日（以下、「週末」という。）は、それぞれ1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動する場合は、あらかじめ該当週又は次週に振替休養日を設けることとする。
- イ 休養日については、体育館及びグラウンドの使用状況を考慮し、部活動毎に別途定める。
- ウ 定期考査前の1週間及び定期考査期間（最終日を除く）は、練習を中止とする。ただし、定期考査終了後2週間以内に運動競技会（公式戦等）を控えている場合は、「定期考査時の部活動許可願」を提出し、校長の許可を得た場合にのみ練習を許可する。
- エ 夏季休業中の学校閉庁日及び冬季休業中の年末・年始は、練習しないこととする。

(2) 練習時間

- ア 平日は長くとも2時間程度、休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。
- イ 完全下校時間を厳守する。

(3) 完全下校時間

- ア 平日夏時間 19:00（原則）19:30（完全下校）
 // 冬時間（11月1日～2月学年末考査終了日まで）
 18:30終了 19:00（完全下校）
- イ 休業日及び長期休業期間 17:00
- ウ 考査時特別許可期間 17:30（7限授業の場合18:00）

(4) 共通の休養日（令和3年度）

- ア 定期考査前の1週間及び定期考査期間（最終日を除く）
 - ① 6月17日～ 6月22日（前期中間考査） 12日間
 - ② 9月 3日～ 9月 8日（前期期末考査） 12日間
 - ③ 11月25日～11月30日（後期中間考査） 12日間
 - ④ 2月10日～ 2月16日（学年末考査） 13日間

イ 長期休業期間

8月12日～ 8月15日（夏季休業中の学校閉庁日） 4日間

12月29日～ 1月 3日（冬季休業中の年末・年始） 6日間

(5) 上記(1)及び(2)の基準を超えた練習日・練習時間

ア 休養日

生徒の実態、競技の特性及び大会スケジュール等の観点から、次の部活動については生徒の能力・適正や、健康・安全に十分配慮することにより、休養日を週当たり1日以上とする。

【馬術部、野球部、フェンシング部、拳法部】

イ 練習時間

生徒の実態、競技の特性及び大会スケジュール等の観点から、次の部活動については平日では3時間程度、休業日では4時間程度を上限として活動する。ただし、週当たりの練習時間は16時間未満を目安とすること。

【馬術部、野球部、フェンシング部、拳法部】

ウ その他

大会スケジュール等により、練習時間の延長ができるものとするが、この場合、希望する運動部は、事前に校長の承認を得ることとする。

4 練習試合、合宿等

(1) 練習試合や合宿等の実施にあたっては、運動部顧問が、1週間前までに練習相手、試合日、場所、時間、引率等について明記した「練習試合等計画」を校長に提出し、承認を得る。

(2) 練習試合や合宿等の実施については、以下の「5 運動競技会（公式戦等）への参加」に準ずる。

5 運動競技会（公式戦等）への参加

運動競技会（公式戦等）への参加は、学校の部活動予算規程に基づき、事前に校長の許可を得ることとする。なお、いずれの場合も運動部顧問は、1週間前までに大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した「練習試合等計画」を校長に提出し、承認を得る。

6 その他

(1) 運動部活動顧問会

ア 年度始めに顧問会を実施し、共通理解を図る。

イ 定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

(2) 部費等の取扱いについて

ア 部費等の取扱いについては、保護者会において徴収・管理することを原則とする。

イ やむを得ず職員が徴収・管理する場合は、公費に準ずることとし、適切に管理する。また、決算について校長に報告するものとし、その後、保護者の監査を受けるものとする。

(3) その他

運動部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者に部活動通信等で活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。